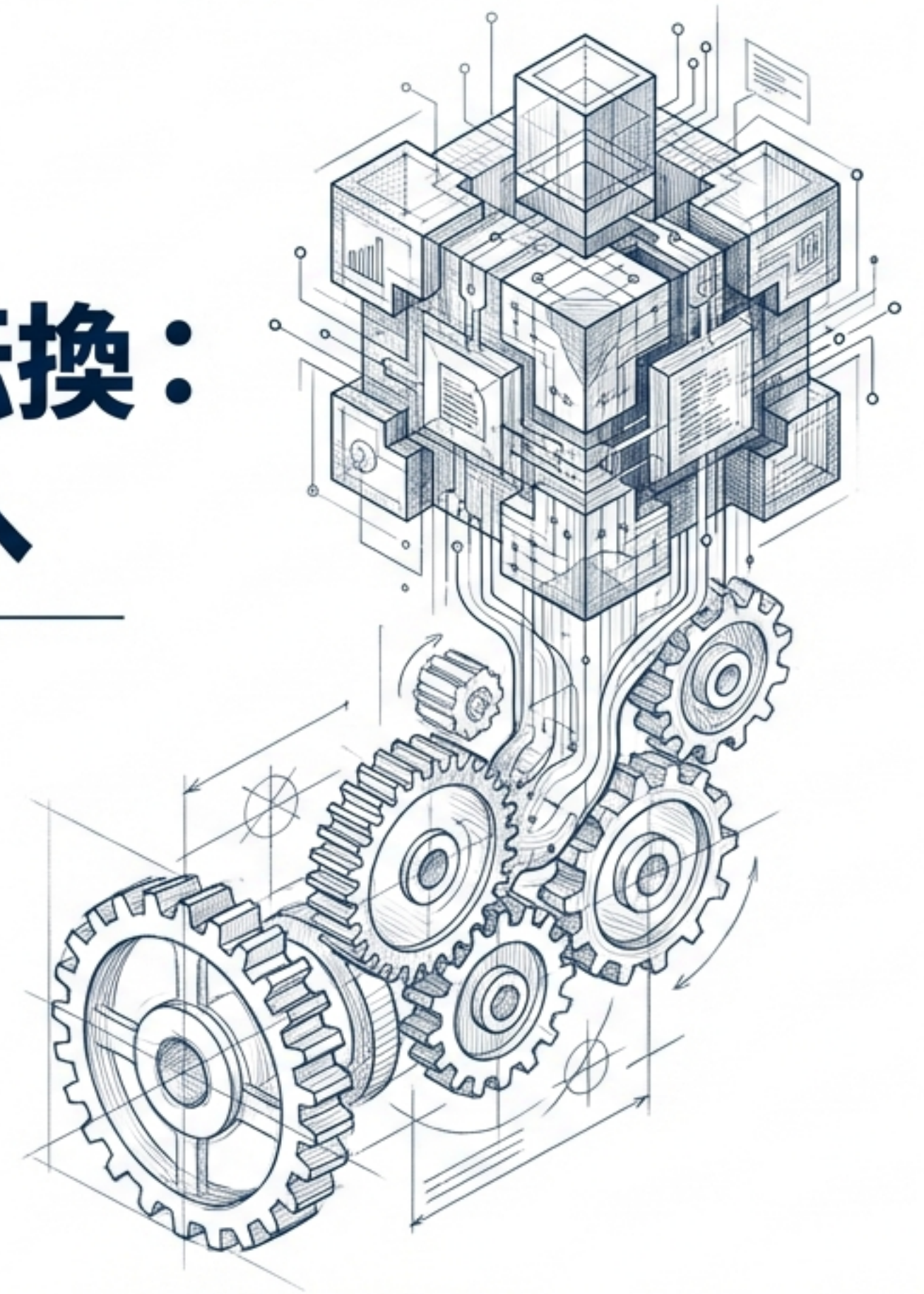


中国知財戦略の構造的な大転換： 模倣から「国家戦略資産」へ

経営課題としての「技術ロンダリング」リスクと、
日本企業が採るべきデュアルトラック戦略



エグゼクティブ・サマリー：パラダイムシフトの全貌



「世界の工場」から 「知財強国」へ

2021年の「知財強国建設綱要」により、知財は防御手段から、国家競争力の源泉かつ金融資産へと再定義された。



侵害の質的变化： 「技術ロンダリング」

単純なデッドコピー（模倣）は減少し、組織的な人材引き抜きによる技術窃盗と、盗用技術の特許化（洗浄）が新たな脅威となっている。



経営判断としての 知財ガバナンス

「コスト」としての知財管理から脱却し、行政・司法のデュアルトラックを駆使した「投資」としての権利行使が不可欠である。

国家戦略の進化：量から質、そして「金融化」への道程

自主創新・補助金主導

- 行動：KPI達成のための特許出願（ゴミ特許の横行）
- 政策：出願一件ごとの補助金支給

WTO加盟・世界の工場

- 行動：デッドコピーの氾濫
- 認識：知財は「外圧」によるコスト

知財強国・金融化

- 行動：高価値特許の創出、知財金融（IP Finance）
- 政策：懲罰的賠償（最大5倍）、補助金廃止

2000

2005

2006

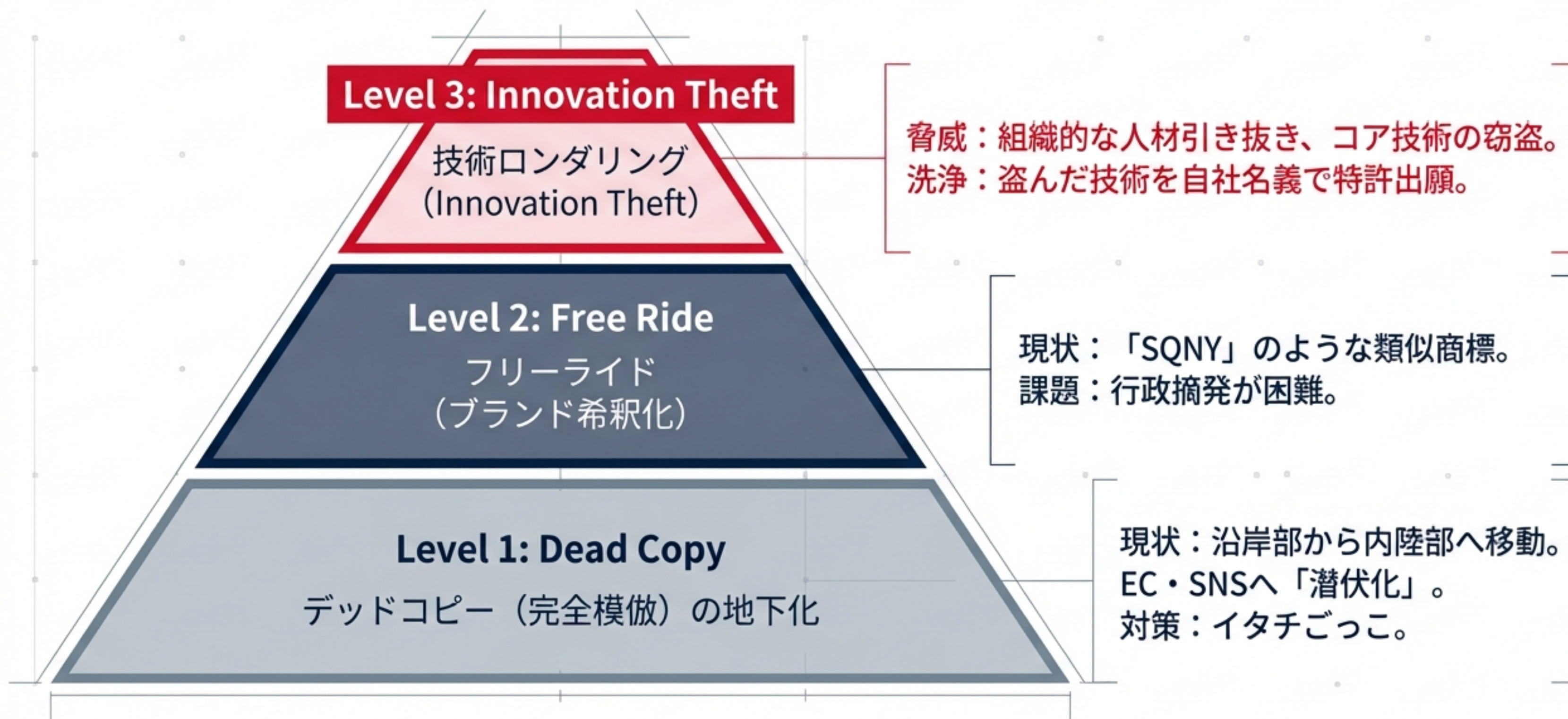
2019

2020

現在

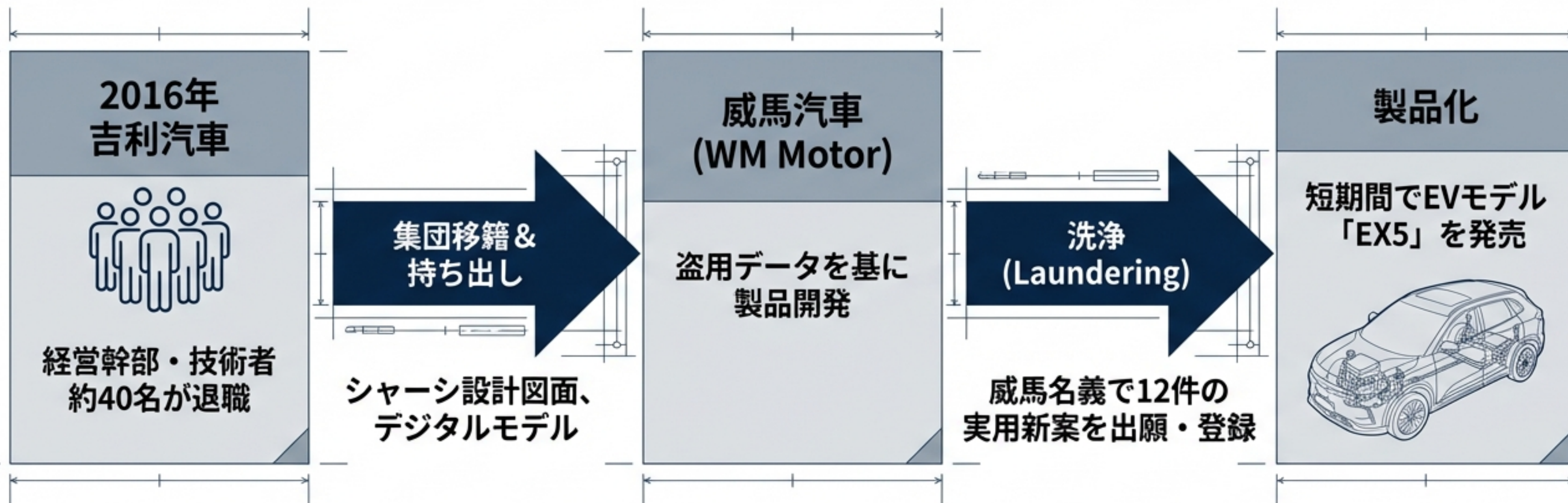
Key Insight: 2021年以降、中国は単なる「数」の拡大から、「価値」と「金融システムへの統合」へとかじを切った。

侵害形態の深化：デッドコピーから「イノベーションの窃盗」へ



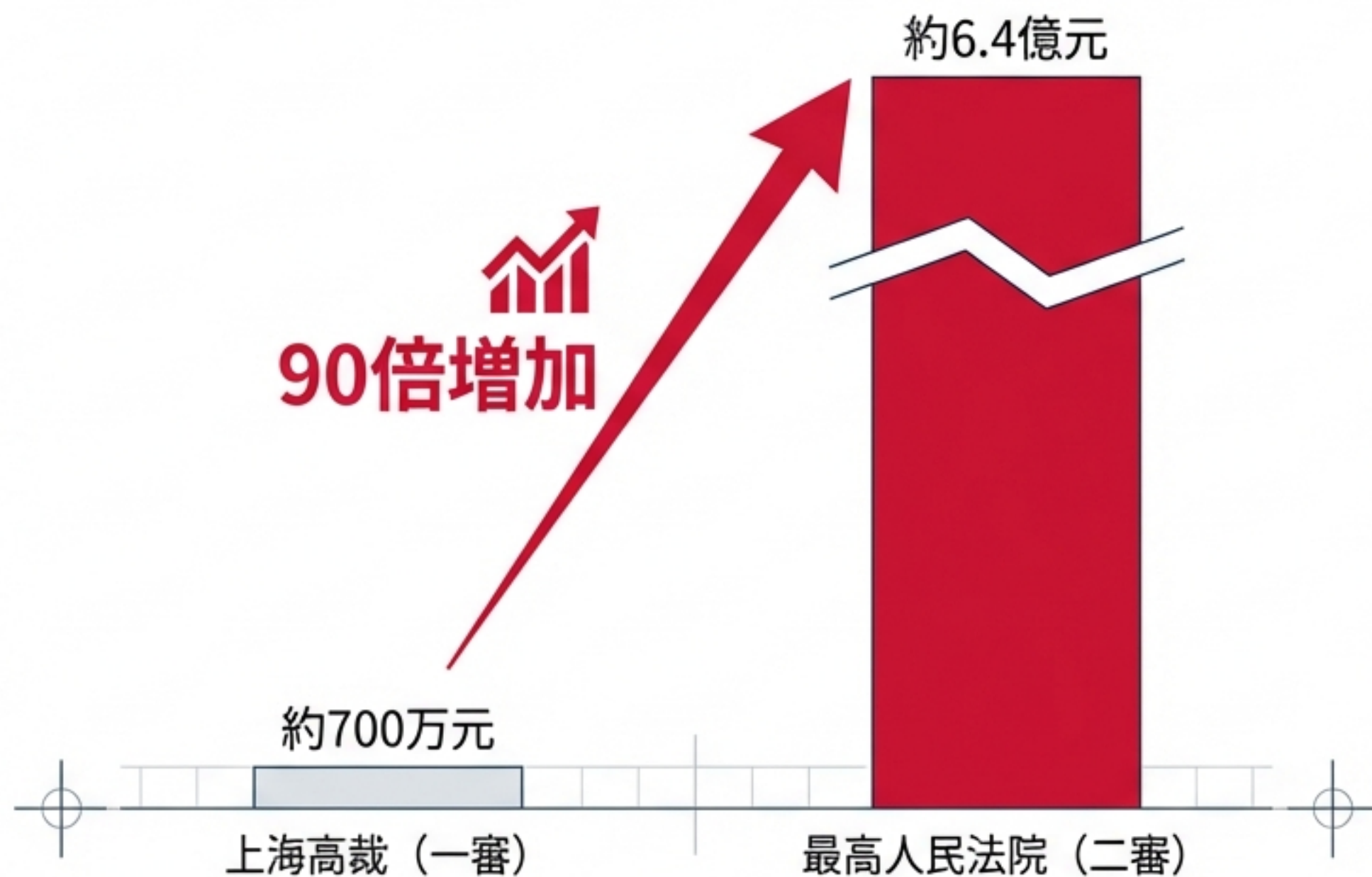
ケーススタディ：吉利（Geely）対 威馬（WM Motor）事件 — 事実の経緯

組織的な人材引き抜きと技術流出の実態



Context: これは典型的な「Level 3」侵害であり、技術の窃盗と特許による洗浄がセットで行われた、日本企業にとっても他人事ではない事案である。

司法判断の転換点：史上最高額6.4億元の衝撃



Key Drivers of the Verdict

- 損害算定の精緻化：逸失利益、R&D費、Time-to-Market短縮を考慮。
- 懲罰的賠償（2倍）：組織的な「悪意」を認定。
- 技術の全体保護：図面単位ではなく「技術体系全体」を営業秘密認定。

Takeaway: 中国司法は、技術窃盗に対して「壊滅的な打撃」を与える賠償額を認める段階に入った。

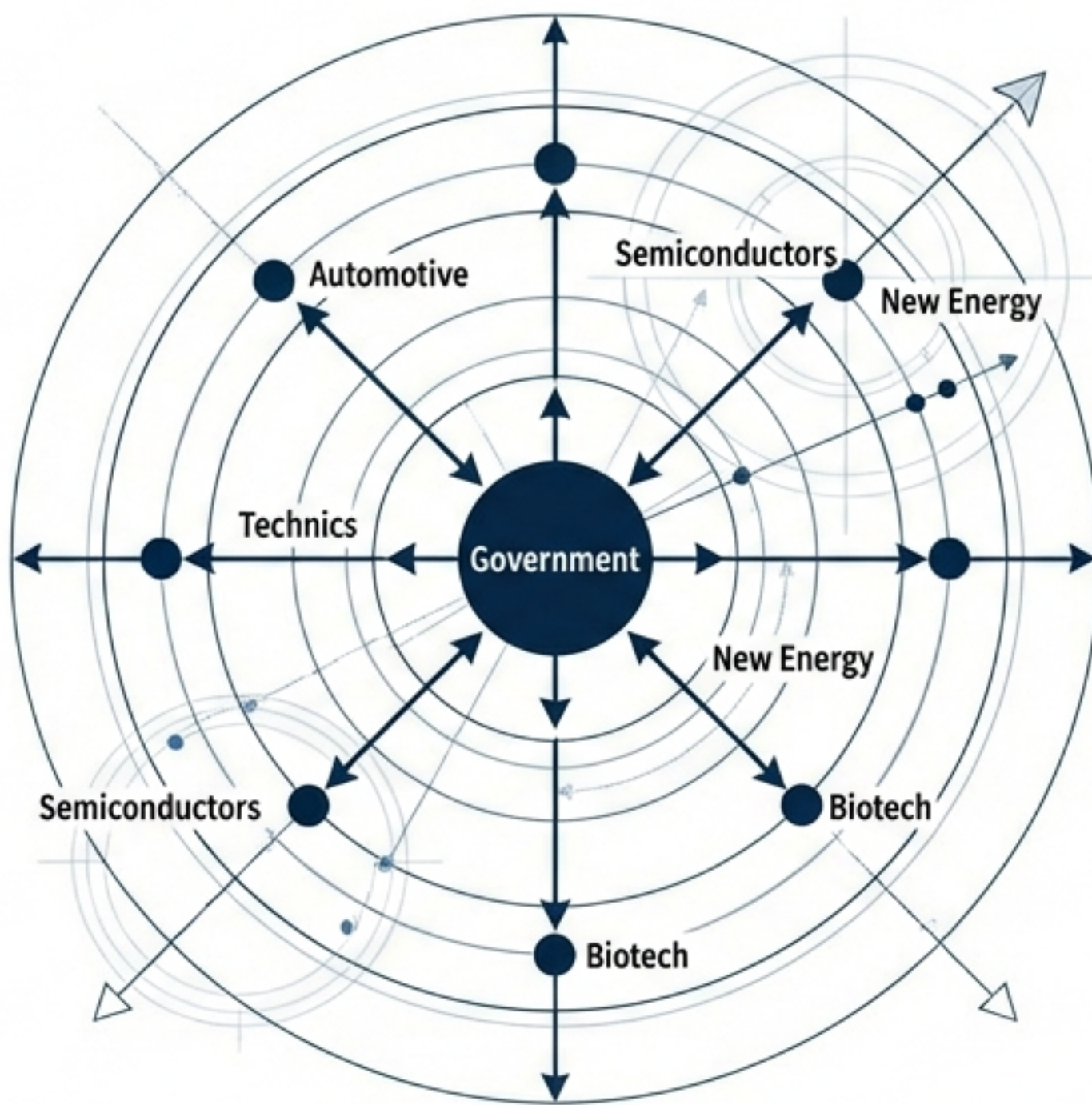
国家主導型エコシステム①：専利導航（Patent Navigation）

産業のGPS機能

特許情報を分析し、産業や企業が進むべき方向を決定する国家プロジェクト。

国家標準 「GB/T 39551」

2020年に分析手法を国家標準化。地域計画、R&D立案のプロセスを詳細に規定。



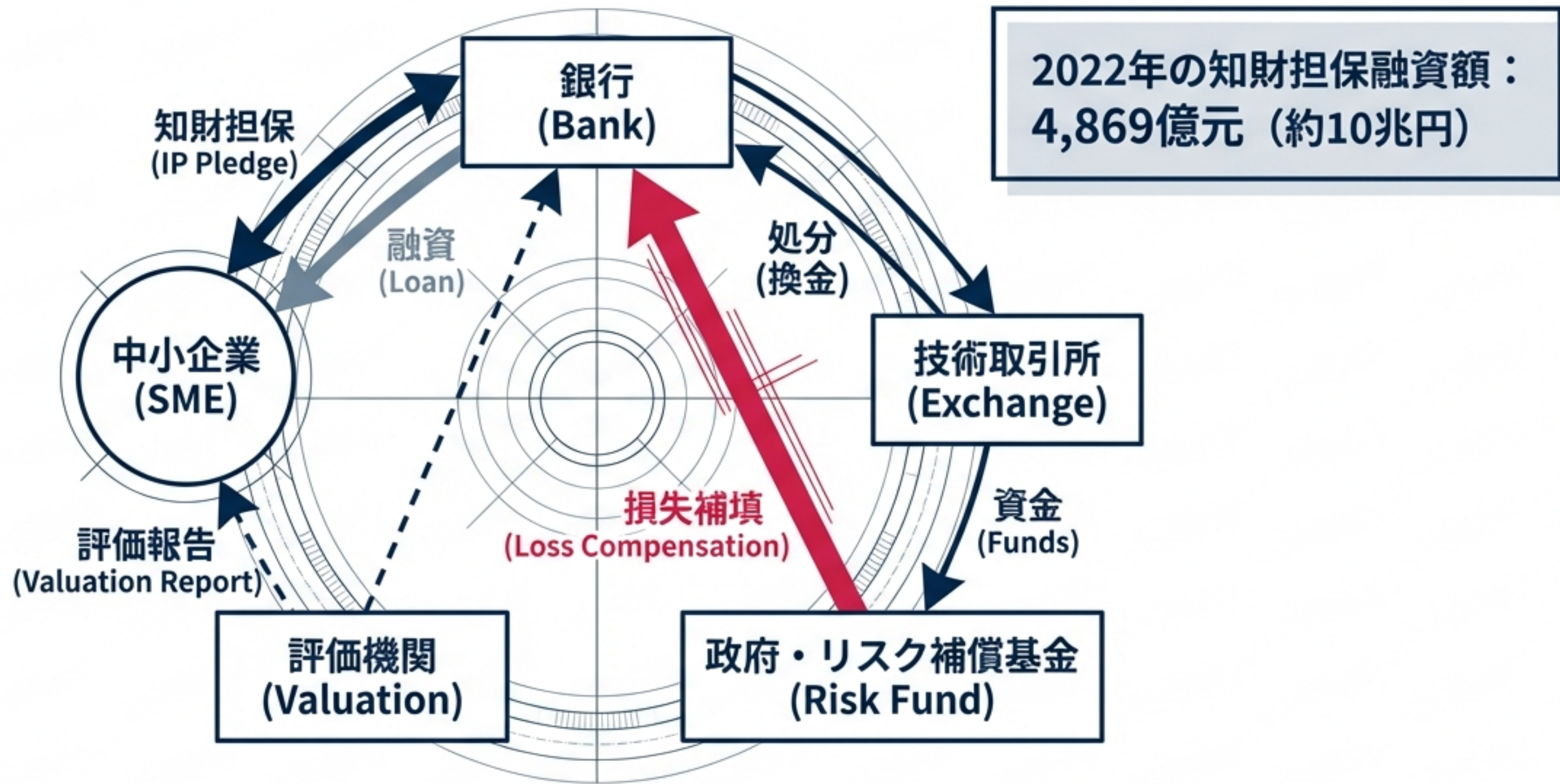
Macro Usage

政府がサプライチェーンの「弱点」や「技術空白」を特定し、そこに補助金や資源を集中投下する。

Risk for Japan

中国の競合企業は、この「ナビ」に従って戦略的にパテント・フェンス（特許網）を回避、あるいは突破してくる。

国家主導型エコシステム②：知財金融とリスク補償



仕組み：企業がデフォルトした場合、地方政府の基金が損失の50%～70%を銀行に補填。これにより、スタートアップでも巨額の資金調達が可能となる。

実務的権利行使：行政と司法の「デュアルトラック」戦略

侵害の性質と目的に応じ、2つのルートを経略的に使い分ける。

Track 1: 行政摘発 (Administrative)



- 特徴：市場監督管理局（AMR）による強制調査
- メリット：即効性（1～3ヶ月）、低コスト
- 用途：在庫廃棄、展示会での撤去
- 限界：賠償なし、複雑な事案は不可

Track 2: 民事訴訟 (Judicial)



- 特徴：人民法院への提訴
- メリット：高額賠償（懲罰的）、将来の差止め
- 用途：技術窃盗（Level 3）、抑止力確保
- 要件：原告による証拠収集（公証購入）

デュアルトラックの深化：最新の戦術オプション

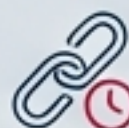


REF: CHN-CIV-EV-001

Tactic A: 公証購入 (Notarized Purchase)

民事訴訟の必須ツール

中国ではディスカバリー（証拠開示）がないため、公証人が購入プロセスに立ち会い、証拠化する手続きが不可欠。

 デジタル・タイムスタンプ（ブロックチェーン活用）によるWeb侵害証拠の保全も普及。



REF: CHN-ADM-RLG-2021

Tactic B: 重大な特許侵害紛争の行政裁決

行政ルート強化（2021年改正）

国家知識産権局（CNIPA）が直接審理を行い、全国的な差止命令を発出可能。

地方保護主義（地元企業のかばい合い）を排除する強力な手段。

マインドセットの転換：「経費」から「投資」へ

従来の日本企業 (Old Mindset)

- 位置付け：保険・経費（コストセンター）
- 活動：防衛一辺倒（訴えられないようにする）
- 対中認識：模倣品対策（モグラ叩き）

あるべき姿 (New Mindset)

- 位置付け：事業資産・競争力の源泉（プロフィットセンター）
- 活動：戦略的活用（ライセンス・資金調達・競合排除）
- 対中認識：技術防衛と権利行使（売られた喧嘩は買う）

➡ Action: R&D段階から「專利導航」を活用し、中国市場での権利網を戦略的に構築する予算措置が必要。

逆説的なリスク：「チャイナ・リスク」の質的变化

正当な権利者としての中国企業

「自主創新」により強力な特許網を構築した中国企業が、
逆に日本企業に対して権利行使（攻撃）を仕掛けてくる局面に入った。

1. 証拠保全の常備

デジタルフォレンジックや公証購入
を日常的なプロセスに。



2. ブラックボックス化

特許化と秘匿（営業秘密）の厳格な
峻別で技術流出を防ぐ。



3. 訴訟への覚悟

訴訟は交渉カード。
回避ではなく対抗できる体制を。



結論：知財ガバナンスは経営の最優先事項である

1 幻想を捨てる

中国はもはや「無法地帯」ではなく、国家が管理する「超・知財管理社会」である。



2 技術を守る

Geely事件の教訓（130億円の賠償）を直視し、技術ロンダリングへの警戒レベルを最大化せよ。



3 武器を使う

デュアルトラックと最新法制度は、日本企業にとっても公正な競争環境を保証する「武器」となる。



変化を恐れず、中国の新しい知財ルールをしたたかに使いこなすことこそが、中国市場での生存条件となる。